

お客さま各位

東海労働金庫

平成30年7月豪雨に係る義援金振込に関するご案内

このたびの平成30年7月豪雨により被災された皆様をはじめそのご家族、ご親族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地域の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、東海ろうきんでは、お客さまが労働金庫を利用して義援金を振込みされる場合の振込手数料および大量硬貨振込における両替手数料を下記のとおり免除させていただくことといたしました。

被災された皆様の生活復旧に少しでもお力添えできれば幸甚に存じます。

記

1. 振込手数料の取扱いについて

窓口にて義援金をお振込みいただく際、

ろうきん本・支店宛（含全国労金）及び他金融機関宛振込手数料を免除といたします。

義援金であることを明確にさせていただくため、

振込依頼書のご依頼人おなまえ欄に「義援金」と必ずご記入下さい。

2. 大量硬貨による振込の取扱いについて

両替手数料を免除といたします。

3. 義援金の税制上の優遇措置（寄付金控除）について

義援金には税制上の優遇措置があります。優遇措置を受ける場合は、お振込をした際の振込受付書・受取書（振込をしたことがわかる明細書）が必要となりますので、大切に保管してください。優遇措置の内容等については、最寄の税務署へお問い合わせください。

4. 義援金詐欺について

公的機関や実在する団体、親類などを装い、電話やメール、郵便などで平成30年7月豪雨の被災者に対する義援金を募集し、指定の銀行口座に振り込むよう求める詐欺が発生する可能性があります。「義援金の募集」を装った振り込め詐欺に十分にご注意ください。

以上